

西臼杵農業改良普及センター感染症対策に伴う空調設備改修事業工事仕様書

1 所在地等

実施計画地：西臼杵郡高千穂町大字三田井 3 3 6 4 - 3 9

延床面積：研修室 1 0 1 . 2 5 m² 執務室 1 1 3 . 2 m²

2 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、スについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を農政水産部においても準用する。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成 31 年版）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成 31 年版）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（平成 31 年版）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成 31 年版）
- ケ 建築設備設計基準（平成 30 年度版）
- コ 建築工事監理指針（令和元年度版）
- サ 電気設備工事監理指針（令和元年度版）
- シ 機械設備工事監理指針（令和元年度版）
- ス 建築設計業務委託共通仕様書（令和 2 年 4 月宮崎県県土整備部営繕課）
- セ その他関係適用基準等

3 工事内容等

(1) 工事内容

西臼杵農業改良普及センター感染症対策に伴う空調設備改修事業設計仕様書Ⅱ 4 (2) の実施設計の内容に従い施工するとともに、準拠すべき法令、基準、本仕様書を満たすこと。

(2) 工事時の配置技術者等

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配備する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。参加表明書の提出日の前日において、3 か月以上の直接的な雇用関係を有している次の現場代理人、及び主任技術者を配置すること。

① 現場代理人

- ・工事現場稼働中において、現場に常駐し、監督員と連絡がとれる者を配置すること。

② 主任技術者

- ・主任技術者は、一級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有すること。

ただし、請負代金の額が 2,500 万円未満となる場合は、二級管工事施工管理技士も可とする。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、公共 3 部にて定める入札公告標準例（管工事 A 級）の配置技術者に関する事項による「同等以上の資格を有する者」を準用する。

(3) 施工時の留意点

- ① 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受託者が準備すること。
- ② 施工用の電力は、発電機（低騒音型）を設置すること。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を県と協議した上で支払うこと。
- ③ 機器の搬入、据付け、調整については、県と協議の上、その指示に従うこと。
- ④ 機器の搬入、据付け、調整にかかる費用は、すべて委託費に含むものとする。
- ⑤ 周辺住民の生活に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- ⑥ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- ⑦ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は事業者の負担とする。
- ⑧ 西臼杵農業改良普及センターの業務に支障がないよう工事日程等については、事前に十分協議すること。

なお、工事を施工しない日及び時間帯については、1 階事務室のみ勤務日は施工を行わないこととし、施工しない時間帯は、全工事とも 17 時から翌朝 8 時 30 分までとする。